

収支報告書（令和6年分）

（令和 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふ り が な
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

ささがわひろよしこうえんかい	
笹川ひろよし後援会	
群馬県太田市小舞木町270-1	
松本 徹	(受付印) 
為谷 美佳	

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体（資金管理団体を含む）
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

為谷 美佳

（電話連絡先）

0276-46-7424

（選管使用欄）

番 号

2006

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類
（選挙区等）

（現・候）

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

笹川博義

公職の種類
（選挙区等）

衆議院議員
（群馬県第三選挙区）

（現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	5,843,343
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	1,187,599
(本年の収入額)	-----C	4,655,744
支 出 総 額	-----D	5,378,819
翌年への繰越額	-----E=A-D	464,524

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載 ←
(ウ) 政治団体からの寄附	3,500,000	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,500,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附	0	(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	3,500,000	

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他
の団体からの寄附
を受けられない

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
代表役員会	165,000	令和6年2月3日 太田グランドホテル
役員総会	330,000	令和6年3月29日 ニューミヤコホテル(館林文化会館内)
この頁の小計	495,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合又は1,000万円以上になると見込まれる政治資金パーティーの場合は(その10)、1つのパーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は(その11)を作成すること。
合 計	495,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
事務所家賃 (12ヶ月分)	660,000	令和6年1月31日
こ の 頁 の 小 計	660,000	1件あたりの金額が10万円以上の場合は個別に記載し、10万円未満の場合は一括して合計額を「1件10万円未満のもの」に記載すること。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	744	
合 計	660,744	

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分 (該当するものに○)	
寄附者の氏名(又は名称)		金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名) 備 考
自由民主党群馬県第三選挙区支部		3,000,000	6 1 24	群馬県太田市小舞木町270-1	笹川博義
自由民主党群馬県第三選挙区支部		500,000	6 12 1	群馬県太田市小舞木町270-1	笹川博義
こ の 頁 の 小 計		3,500,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。		
そ の 他 の 寄 附		0			
合 計		3,500,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額	備 考
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）
1 経常経費	(1) 人 件 費	0	
	(2) 光 熱 水 費	374,600	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	924,163	
	(4) 事 務 所 費	2,663,063	
	小 計	3,961,826	0
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	846,833	
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	564,000	0 ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	
	イ 宣 伝 事 業 費	0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	564,000	
	(4) 調 査 研 究 費	6,160	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
	(6) そ の 他 の 経 費	0	
	小 計	1,416,993	0
合 計		5,378,819	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 (その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		②光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費			
支 出 の 目 的		金 額		年 月 日		支出を受けた者の氏名 (又は名称)		支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
電気料		16,578		6	1	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		11,159		6	2	16	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		18,183		6	2	16	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		17,020		6	3	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		17,851		6	4	17	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		18,776		6	5	17	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		18,032		6	6	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		19,306		6	7	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		13,168		6	8	19	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		22,665		6	8	19	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		10,215		6	9	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		17,747		6	9	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		10,155		6	10	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		21,608		6	10	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
電気料		18,400		6	11	19	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
この頁の小計		250,863		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出				←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計											

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
電気料	19,584	6	12	18	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町一丁目1-3			
この頁の小計	19,584	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出	104,153	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計	374,600								

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
文具代	10,758	6	1	28	(株)ジョイフル本田新田店	群馬県太田市新田市野井町556-1			
ガソリン代	33,953	6	1	29	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
名刺印刷代	15,180	6	1	29	太陽印刷工業(株)	群馬県桐生市三吉町2-7-53			
雑誌購読料	13,200	6	2	16	選択出版(株)	東京都港区西新橋1-5-8西新橋一丁目 川手ビル6F			
ガソリン代	37,356	6	2	27	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
事務所蛍光灯	11,996	6	3	29	(株)カインズおおたモール店	群馬県太田市飯塚町625-1			
ガソリン代	28,832	6	3	29	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
名刺印刷代	22,770	6	4	18	太陽印刷工業(株)	群馬県桐生市三吉町2-7-53			
ガソリン代	25,857	6	4	27	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
FAX機器トナー代	20,955	6	5	23	ムラテックフロンティア(株)	京都府京都市伏見区竹田向代町136			
ガソリン代	31,226	6	5	25	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
ガソリン代	37,343	6	6	28	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
名刺印刷代	45,540	6	7	3	太陽印刷工業(株)	群馬県桐生市三吉町2-7-53			
ガソリン代	23,722	6	7	25	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
ガソリン代	30,424	6	8	30	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
この頁の小計	389,112	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計									

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
名刺印刷代	25,850	6	9	4	太陽印刷工業(株)	群馬県桐生市三吉町2-7-53			
ガソリン代	32,767	6	9	28	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
ガソリン代	44,098	6	10	24	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
封筒印刷代	46,310	6	11	13	太陽印刷工業(株)	群馬県桐生市三吉町2-7-53			
ガソリン代	119,857	6	11	27	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
雑貨代	10,179	6	12	24	O l y m p i c 太田店	群馬県太田市浜町43-11			
ガソリン代	26,742	6	12	28	(有)上岡石油	群馬県太田市西本町40-37			
こ の 頁 の 小 計	305,803	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
そ の 他 の 支 出	229,248	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計	924,163								

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
電話料金	12,460	6	1	4	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	35,797	6	1	4	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料	12,516	6	1	16	日本郵便(株)館林本町郵便局	群馬県館林市本町3-2-23			
郵便料(切手代)	25,200	6	1	24	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
事務所の借用損料	1,320,000	6	1	24	(株)V i S T A	東京都港区芝二丁目22-17			
電話料金	12,296	6	1	31	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	24,799	6	1	31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(切手代)	16,800	6	2	16	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
電話料金	12,313	6	2	29	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	26,966	6	2	29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(切手代)	16,800	6	3	6	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
顧問料	239,496	6	3	22	山貝清明税理士事務所	神奈川県川崎市高津区溝口2-9-1-303			
郵便料(切手代)	16,800	6	3	22	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
電話料金	15,835	6	4	1	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	31,677	6	4	1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
この頁の小計	1,819,755	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計									

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
電話料金	11,653	6	4	30	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	28,396	6	4	30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
電話料金	11,674	6	5	31	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	24,385	6	5	31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(切手代)	25,200	6	6	19	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
郵便料（レタックス代）	15,368	6	6	19	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町二丁目3-1			
電話料金	11,710	6	7	1	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	27,292	6	7	1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(切手代)	26,880	6	7	24	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
電話料金	11,704	6	7	31	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	24,614	6	7	31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料	17,958	6	8	7	日本郵便(株)太田郵便局	群馬県太田市飯田町948			
NHK放送受信料	11,126	6	8	26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1			
電話料金	11,664	6	9	2	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	24,086	6	9	2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
この頁の小計	283,710	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計									

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備考	
郵便料(切手代)	13,600	6	9	20	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
電話料金	20,517	6	9	30	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王パークタワー			
電話料金	27,941	6	9	30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(郵便・切手代)	44,000	6	10	2	日本郵便(株)大泉郵便局	群馬県邑楽郡大泉町中央3-2-17			
電話料金	32,666	6	10	31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
郵便料(郵便・切手代)	44,000	6	11	14	日本郵便(株)太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2			
電話料金	30,365	6	12	2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70			
この頁の小計	213,089	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出	346,509	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計	2,663,063								

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(大会費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
国政報告会お茶代	19,690	6	6	7	(株)カワチ薬品館林東店	群馬県館林市楠町3613-1	
国政報告会準備スタッフ食事	10,698	6	6	8	セブンイレブン館林栄町	群馬県館林市栄町21-15	
国政報告会お茶代	12,530	6	6	28	(株)カワチ薬品館林東店	群馬県館林市楠町3613-1	
国政報告会お茶代	19,690	6	7	10	(株)カワチ薬品館林東店	群馬県館林市楠町3613-1	
国政報告会お茶代	25,060	6	7	19	(株)カワチ薬品館林東店	群馬県館林市楠町3613-1	
国政報告会会場費	16,500	6	7	21	板倉町会計管理者	群馬県邑楽郡板倉町板倉2682-1	
国政報告会会場費	21,670	6	7	22	邑楽館林農業協同組合	群馬県館林市赤生田町847	
こ の 頁 の 小 計	125,838	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
そ の 他 の 支 出	227,491						
合 計	353,329						

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費						
		(行事費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)						
		支出の目的	金額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)
会議弁当代		10,920	6	4	26	とり弁慶太田店	群馬県太田市飯塚町693-2	
会議弁当代		11,700	6	8	31	とり弁慶太田店	群馬県太田市飯塚町693-2	
会議弁当代		10,140	6	10	6	登利平太田店	群馬県太田市下浜田町474-31	
会議弁当代		16,380	6	10	8	ほっかほっか亭太田内ヶ島店	群馬県太田市内ヶ島町590-3	
会議案内郵送代		21,120	6	10	10	日本郵便(株)館林成島郵便局	群馬県館林市大谷町1030-9	
会議弁当・会場費		139,100	6	12	25	(株)ニューミヤコホテル(館林文化会館内)	群馬県館林市城町3-1	
この頁の小計		209,360	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出		168,521	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計		377,881						

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(交際費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。					
その他の支出	77,100						
合 計	77,100						

(その15)

※項目別区分ごとに別表とすること。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費 (組織対策費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
			支 出 の 目 的	金 額						
こ の 頁 の 小 計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)								
そ の 他 の 支 出	38,523	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。								
合 計	38,523									

(その15)

※項目別区分ごとに別表とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 (エ)その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(報告会費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
会議 弁当・会場費	228,500	6	2	22	太田グランドホテル	群馬県太田市飯田町1370	
会議 弁当・会場・看板代	335,500	6	4	2	㈱ニューミヤコホテル(館林文化会館内)	群馬県館林市城町3-1	
この頁の小計	564,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	564,000						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 ④ 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費 (書籍購入代) ←項目別区分(小分類) を記入 (その13裏面又は要領参照)					
			支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)						
その他の支出	6,160	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。						
合計	6,160							

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☒ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 2 日

政治団体の名称

笹川ひろよし後援会

会計責任者の氏名

為谷 美佳



代表者の氏名

印

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書留の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の指名の他、代表者の氏名を記載すること。この場合にあっては、1 中「会計責任者」とあるのは、「代表者及び会計責任者」と読み替えて提出をおこなうこと。

政治資金監査報告書

令和 7年 5月 / 日

笹川ひろよし後援会
代表者 松本 徹 殿

登録政治資金監査人 川 口 剛
登 録 番 号 第 5900 号
研修終了年月日 令和 4年 4月 25日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、笹川ひろよし後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、笹川ひろよし後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収証を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

笹川ひろよし後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、笹川ひろよし後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上